

1980年代以降のマオリ・ルネッサンス

—— マオリ語復興の動向

角 田 猛 之

目次

はじめに

- I ワイタンギ条約の再生 —— ワイタンギ条約法制定・ワイタンギ審判所・ワイタンギ条約改正法
- II 『マオリ語請求に関するワイタンギ審判所報告書』におけるマオリ語問題に関する検討の概要
むすびにかえて —— 報告書でのマオリの教育に関する基本理念と提案、勧告

はじめに

1960年代に若者を中心としたニューレフト運動が先進国を中心に大きく広がっていった。アメリカではとくにベトナム反戦運動や黒人を中心とした公民権運動、女性解放運動、その他が高揚した。また日本でも、学生や青年の労働者を中心とした新左翼運動において、いわゆる安保闘争や「ベ平連」（「ベトナムに平和を！民主連合」）を中心としたベトナム反戦運動、そして大学改革をスローガンとした学園紛争などが拡大していった。そして、英米文化圏に属するニュージーランドでも同様な社会変革の動きが起こっている。女性や性の解放、マオリ問題を中心とした人種差別、南太平洋におけるフランスの核実験を契機とした反核運動を中心とする環境問題、等々をめぐる運動が盛り上がっていった。

また国際社会においても1970年代には国連を中心としてさまざまなマイノリティや先住民族への関心が高まった。たとえば1973年から1982年まで、国連において第1次「人種主義・人種差別と戦う国連10年」（First Decade to Combat

Racism and Racial Discrimination：以降、第3次（1993-2003年）まで継続）プログラムが立ち上げられた。そのような国際的な関心の高まりのなか、ニュージーランドにおいても先住民族たるマオリの権利や文化の復興、再生の動きが広まっていった。マオリにとって土地と天然資源は先住民族の生活とその糧を提供する場であるとともに、みずからの伝統や文化を育み、伝承を通じて継承、発展させるべき文字通り不可欠の基盤である。したがって、19世紀半ば以来の植民地化のプロセスのなかで、ヨーロッパ系白人＝パケハ（マオリ語 “pakeha” 「よそ者」：主として英国系白人、以下、パケハとする）に収奪された伝統的な土地と天然資源の回復を求める運動が興隆してきた。そして、そのようなマオリ復権運動＝マオリ・ルネッサンスを支え、復権の正統性の根拠としてとりわけ1970年代から見直されはじめたのが、ニュージーランドの近代国家の出発点としてヴィクトリア女王と500名を超えるマオリの首長とのあいだで1840年に結ばれたワイタンギ条約（Treaty of Waitangi/Te Tiriti o Waitangi）である。

そこで、本稿のテーマたる1980年代以降のマオリ・ルネッサンスの中核であるマオリ語復興運動を検討する前提として、まず、(i) ワイタンギ条約の締結とその後のパケハによるマオリの土地の収奪、1870年代以来の条約の完全無効化、そして、(ii) 上で言及したマオリ復権運動を通してワイタンギ条約を再生させた、1975年のワイタンギ条約法と同法によって設立されたワイタンギ審判所（Waitangi Tribunal）、そしてさらに (iii) ワイタンギ条約の実効性を飛躍的に高めた1984年のワイタンギ条約改正法の内容を概観する（以上、「I ワイタンギ条約の再生——ワイタンギ条約法・ワイタンギ審判所・ワイタンギ条約改正法」）。そして、以上の動向を背景として、ワイタンギ審判所が1986年に公刊した、マオリ語の公用語化を中核としてマオリ語の維持、推進を求めた「マオリ語請求」（The Te Reo Maori Claim）に対する報告書たる『マオリ語請求に関するワイタンギ審判所報告書』（Report of the Waitangi Tribunal on The Te Reo Maori Claim）（以下、報告書と略記）の内容を紹介、検討する（「II 『マオリ語請求に関するワイタンギ

審判所報告書』におけるマオリ語問題の調査と検討)¹⁾。

I ワイタンギ条約の再生

—— ワイタンギ条約法制定・ワイタンギ審判所・ワイタンギ条約改正法

(1) ワイタンギ条約の締結とその後の土地の収奪、そして条約の無効化

① ワイタンギ条約の締結とその後の土地の収奪

イギリス政府、つまりヴィクトリア女王を代表する代理総督のウイリアム・ホブソン (William Hobson) とマオリの首長とのあいだで、1840年2月6日に北島北方のアイランズ湾のワイタンギで締結されたのがワイタンギ条約である²⁾。この条約によって、13-14世紀にポリネシアの島々からカヌー (マオリ語でワカ (waka)) で移動し、定住したマオリの土地・「アオテアロア」 (Aotearoa (ao = 雲, tea = 白, roa = 長い: 「長く白い雲」 (がたなびく地))) が—— ちょうど、アイヌの土地であるアイヌ・モシリ (mosiri = 大地: アイヌの大地) が「北海道」として日本国に正式に組み入れられたのと同じく—— 大英帝国の一植民地・「ニュージーランド」として新たに出発した。したがって2月6日は、日本の「建国記念の日」の2月11日に相当するヨーロッパ系の近代国家・ニュージーランドの

1) 本稿のIIで*を付した部分は報告書の内容の理解に必要で、かつ脚注におさまりきれない事項に関する補足、[] は簡単な内容の角田の挿入である。

2) 条約締結の経緯についてつぎのように指摘されている。「ホブソンたちは、ランガティラタング (首長の権限) に対するイギリスの主権がおよぼす影響を低く伝える反面に、条約によってマオリが得る利益を強調した。多くの首長たちは、彼らの地位がより高められるということを確約されて条約を支持した。約40人の首長が…2月6日にマオリ語版のワイタンギ条約に署名した。そして9月までにはさらに約500名の首長が、国中に届けられたマオリ語版と英語版の条約に署名した。ただし、あいまいなままに署名した首長もいたし、署名を拒否したりまた署名する機会がなかった首長もいたが、ほとんどすべての首長はマオリ語版の条約に署名した。その後、イギリス植民地省は、首長が署名していないマオリ部族に対しても条約が適用されると宣言した。ニュージーランド全体に対するイギリスの主権の確立が1840年5月21日に宣言された。」「NEW ZEALAND HISTORY Nga korero a ipurangi o Aotearoa」“Treaty in brief”, Page1-Introduction

(<https://nzhistory.govt.nz/politics/treaty/the-treaty-in-brief>: 2021年5月25日アクセス)

建国記念日として祝日（ワイタンギ・デー）になっている。

3条からなるワイタンギ条約は、以下のⅡの報告書の検討において詳しく紹介するように、マオリ語版と英語版が存在し、かつ、両者においてきわめて重要な表現、したがって内容上の齟齬が存在する。まず、英語版での各条文のポイントは、第1条：マオリの首長はニュージーランドにおける主権（sovereignty）をイギリス国王に譲渡すること；第2条：土地、森林、水産資源などについてのマオリの所有権（possession）はイギリス国王によって保障されるが、マオリ所有地の売買についてはイギリス国王に先買権が留保されること；第3条：イギリス国民（臣民）としての保護と特権をマオリに付与すること、である。

そしてこの英語版とともに——1823年にイギリス国教会の宣教師としてニュージーランドにわたり、マオリ語で宣教していた——牧師のヘンリー・ウイリアムズ（Henry Williams）が英語版から急きょ翻訳したマオリ語版ワイタンギ条約（Te Tiriti o Waitangi）も存在し、マオリの首長たちはこのマオリ語版のワイタンギ条約に署名した。しかし、上で言及したように両者のあいだにはきわめて重大な齟齬が存在した／している。すなわち、マオリの首長がイギリス国王に譲渡する英語版の“sovereignty”はマオリ語版の第1条では“kawanatanga”と訳されているが、これは英語の“governorship”に相当する。したがって、主権のような領域（領土）内での絶対的権限を意味しない。その反面に、第2条でマオリの首長に保障されたマオリの土地や資産に対する所有権に関しては“tino rangatiratanga”と訳されている。“rangatiratanga”とは、首長であること、また彼がマナ（権威）をもって治めること、つまり伝統的な首長の権限を意味している。そしてそれに付された“tino”は、きわめて重要な、あるいは最高・最上であることを意味する。つまり、一元的な国家を有せず、部族社会であった先住民族マオリにおいて“tino rangatiratanga”とは、近代国家におけるまさに「主権」を意味しているのである。

したがって、マオリ語版の条約に署名した首長たちは、第1条によって失うものは決定的に重要なものではなく、反面に、第2条でマオリに保障された所有権

はマオリ社会の伝統的な首長の権限であると理解していたのである。マオリ法の専門家でも自らもマオリ出身の、オークランド大学法学部のニン・トマス（Nin Tomas）はワイタンギ条約に関してつぎのように指摘している。「大半のマオリは、マオリのハプ[hapu: 準部族]に『ティノ・ランガティラタンガ』すなわち『絶対的権限』を保留したマオリ語版の条約（Te Tiriti）に署名した。しかし英語版では、『主権』をイングリランド国王に全面的に譲渡している。この両者が立憲民主主義の下で調和するか否かに関する議論が現在でも続いており、マオリと政府の関係は常に見直されてきている。法的には認められていないが、英語版とマオリ語版の条約（Treaty/te tiriti）は、多くのニュージーランド人、マオリ、そしてパケハが政府の行為を正義にかなっているかを評価するための試金石になっている。」³⁾（傍点・角田：本稿の引用文の傍点はことわりがないかぎりすべて角田が付した）

ところが、条約締結後、とりわけ1850年代以後の急速な移民の増加にともなうマオリの土地の収奪とそれに対する抵抗、そして1860年と1872年の2度にわたる北島での土地をめぐるマオリ戦争の勃発と、反乱に加わった部族からの土地の没収、1865年に設立された先住民土地裁判所（Native Land Court）を介しての、マオリの伝統的な部族共同体による集団的土地所有から近代的な私的所有への転換⁴⁾、等々をへて、マオリの手元に残された土地は20世紀初頭までにはニュージー

3) ニン・トマス、角田猛之訳「準備はいいか！ ニュージーランドにおけるユニークな統治秩序としてのハプとイウイの出現」（『関西大学法学論集』第65巻第3号、334頁。このような事態に関してシンクレアはつぎのように指摘している。「ある首長は、この条約を『土地の影はビクトリア女王までのびるが、実物はわれわれの手に残る』という意味に解釈した。植民地省の次官はこの言葉を読み、マオリは、手放したのが実体のない影ではないのにいづれ気づくだろうと恐れをいだいた。」キース・シンクレア著、青木公・百々祐利子訳『ニュージーランド史 南海の英国から太平洋国家へ』（評論社、1982年）61頁

4) 「[1865年の先住民土地法（Native Land Act）によって設立された]先住民土地裁判所はマオリの伝統的な土地の共同保有を個人の土地権限に転換することを可能とし、それによってパケハがマオリの土地を購入することが容易になった。…この土地裁判所は、他のどの植民地統治制度よりも大きな影響をマオリにおよぼした。…裁判所は土地の大きさとは関係なく、そ

ランド全体のわずか1割に過ぎなくなっていた。

②ワイタング条約の完全な無効化

そのような状況のなかで、マオリの土地をめぐるマオリ・パケハ間のワイ・パラタ対ウエリントン主教事件 (*Wi Parata v Bishop of Wellington*) に対して1877年に最高裁判所の判決が下された。そしてこの最高裁判決によって、ワイタング条約は「完全に無効」(“simple nullity”)と宣言され、その後およそ100年にわたって条約で保障されたマオリの権利が否定されてきたのである。この事件に関してワイタング条約研究の専門家でオークランド大学法学部教授デビット・ウィリアムズ (David Williams) は “A Simple Nullity? The *Wi Parata* Case in New Zealand Law and History” (Auckland University Press, 2011) を刊行しているが、その書物の紹介においてつぎのようにのべられている。「1877年にニュージーランド最高裁判所は、ポリルア (Porirua) 近郊のウィヒティレイア地区 (Whitireia Block) の土地所有権と用益権をめぐる事件たるワイ・パラタ対ウエリントン主教事件に判決をくださった。その土地はナーティ・トア部族 (Ngati Toa) が、学校建設のためにイギリス国教会に贈与した土地であるが、結局学校は建設されなかった。そこで、当該土地の返還を求めたマオリの訴えに対して最高裁は同事件を審理することを拒否するとともに、ニュージーランドの国内法体系におけるワイタング条約の法的効力を否定した。裁判官はつぎのように判示している。『主権の譲渡を目的としたその文書 [ワイタング条約] は——われわれはそのことにはまったく関心を有していないが——完全に無効 (simple nullity) である。』[1990年

の土地の所有者として最大限10名までしか認めなかった。そして、[従来、その土地を共同で保有していた] 他のメンバーのすべてがその土地を取りあげられた。新たに所有者となった者は、部族集団のメンバー (もしくは受益者) として集団的にその土地を所有するのではなく、個人として所有した。彼らは、個人として、彼ら自身の利益のために、土地を管理し、売却することができた。」“NEW ZEALAND HISTORY Nga korero a ipurangi o Aotearoa” “Native Land Court created 30 October 1865” (<https://nzhistory.govt.nz/page/native-land-court-created>: 2021年5月25日アクセス)

以降の] 過去20年以上の間に、裁判官や法律家、注釈者たちはこの『悪名高い』（“infamous”）判決において示されたワイタンギ条約に対する『完全に無効』という見方を、マオリの権利がニュージーランドの植民者や政府、法によって歴史的に無視されてきたことを象徴するものとして厳しく批判してきている。…』⁵⁾

すると、この判決を下した最高裁首席裁判官のジェイムズ・プレnderガーースト（James Prendergast）⁶⁾ はなぜ、ワイタンギ条約は「完全に無効」と判示したのであるのか。この間の事情に関してつぎのように指摘されている。「ワイ・パラタ対ウエリントン主教事件において判決を下した首席裁判官のジェイムズ・プレnderガーースト卿の見解は、その後の何十年にもわたってワイタンギ条約にかかわる問題に対する判決に影響を与えてきている。…プレnderガーーストは、先住民権原（aboriginal or native title）にもとづく訴えを審理する権限を〔コモン・ロー〕裁判所は有していないと判示した。そして、ワイタンギ条約は『文明化された国民（civilised nation）と条約に署名する能力を有していなかった未開集団（group of savages）のあいだで』結ばれているゆえに、「無価値」（worthless）である。さらに、ワイタンギ条約はニュージーランド国内法に組み入れられていない故に、それは『完全に無効』である。〔改行〕プレnderガーーストの判決はそれ以前の控訴裁判所の判決に依拠している。そして、プレnderガーーストの最高裁判決はさらに多くのマオリの土地のパケハへの譲渡を正当化するためにもちいられた。』⁷⁾

5) “Dear Reader—BOOKS AND MORE—”

<https://dearreader.co.nz/p/history-a-simple-nullity-the-wi-parata-case-in-new-zealand-law-and-history> : 2021年5月25日アクセス

6) ジェイムズ・プレnderガーースト（1826-1921）はロンドン生まれでケンブリッジ大学卒、30歳（1856年）でロンドンのシェリフ・コート of the 裁判官に任命される。1862年にニュージーランドに移住し、上院議員、司法長官、ニュージーランド法学会会長を務め、1875年ニュージーランド最高裁主席判事となり24年間在職した。この経歴から明らかなように、彼は典型的なイングランドのエリート裁判官で、このような経歴が「完全に無効」という判断に影響を与えていると思われる。

7) “NEW ZEALAND HISTORY Nga korero a ipurangi o Aotearoa” “Chief Justice declares treaty ‘worthless’ and a ‘simple nullity’ 17 October 1877” (<https://nzhistory.govt.nz/the->

このワイ・パラタ事件判決は、上で指摘されているようにその後長年にわたってワイタンギ条約の効力の否定を正当化する判決として働いてきた。そして1975年に制定されたワイタンギ条約法によって、約1世紀後ようやく「完全に無効」という最高裁の呪縛から解き放たれ、近代ニュージーランド国家構造を創造するもっとも基本的な条約として再生したのである。

そこで、以下で項をあらためて、ワイタンギ条約の再生を目的としたワイタンギ条約法（Treaty of Waitangi Act, 1975）と同法によって設立されたワイタンギ審判所、そして、ワイタンギ条約の効力を飛躍的に拡大した1985年のワイタンギ条約改正法（Treaty of Waitangi Act, 1985）について概観する。ただし、ワイタンギ条約の再生を推し進めた政治的、社会的背景については紙幅の関係上本稿では割愛する。

(2) ワイタンギ条約の再生 — 1975年のワイタンギ条約法制定・ワイタンギ審判所設立から1985年のワイタンギ条約改正法制定

①1975年のワイタンギ条約法の制定 — ワイタンギ条約の再生

上で見たように、ワイ・パラタ対ウエリントン主教事件においてプレnderガーーストは、ワイタンギ条約は文明国民＝イギリス人と未開集団＝マオリのあいだの条約故に「無価値」であるということ加えて、「国内法に組み入れられていない故に、それは『完全に無効』である」と判示している。前者の「無価値」という見解は、まさに「…裁判官や法律家、注釈者たち [が] …ニュージーランドの植民者や政府、法によってマオリの権利が歴史的に無視されてきたことを象徴するものとして厳しく批判」してきたものであるとともに、19世紀の帝国主義を支えていたユーロセントリズムを象徴するものとして厳しく糾弾されるべきものである⁸⁾。

\ chief-justice-declares-that-the-treaty-of-waitangi-is-worthless-and-a-simple-nullity : 2021年5月25日アクセス)

8) ただし、19世紀の帝国主義の時代に締結されたワイタンギ条約の特異性に関するつぎのよ

すると、後者の「国内法に組み入れられていない故に、それは『完全に無効』という見解についてはどうであろうか。

この見解は、イギリス法を母法とするニュージーランド法における条約と国内法の関係に照らせば、現在も含めて正当な法的判断であるといえる。それは、たとえばわが国における両者の関係とはことなっている。すなわち、「〔憲法98条の国際法の遵守義務を根拠に〕国際約束は原則として特別の変型手続（立法措置）を要することなく、締結により国内法秩序の中に受容され、国内法上の効力が認められるとの立場（受容方式）」⁹⁾を日本はとっている。それに対して、「ニュージーランドでは、イギリスなどと同様に条約と国内法との関係について、『変型』体制をとる国であり、人権条約を含め国際条約はすべて、政府が締結しただけではそのまま国内法的に効力をもたない。そのため、条約の内容を国内で実現するためには、あらためて議会を通して法律を制定する必要がある。』¹⁰⁾

そして、条約と国内法とのこのような関係を踏まえて、ワイ・パラタ事件判決から約100年後の1975年に制定されたのがワイタンギ条約法である。つまり、1840年に締結されたワイタンギ条約の内容がワイタンギ条約法の制定によってはじめ

ゝうな指摘もある。「前文とわずか3条からなるワイタンギ条約が、1840年以降の入植植民地の形成にとって重要な意味をもったばかりではなく、今日においても、過去にマオリが不公正な方法で奪われた権利の回復に関する提訴を審理するワイタンギ審判所などで大きな争点の一つをなしているのにはいくつかの理由がある。条約が結ばれた当時、世界の各地で植民地の形成と支配を展開していたイギリスが、先住民族との間にこのような、共存的ともいえる関係を謳った条約を締結した例は他にない。ここにはすでに二民族一国家を暗示するような、ヨーロッパ人入植者と先住民族マオリとの協調的な関係が記されていたと理解することも可能である。ワイタンギにおいてホブソンは『われわれは一つの国民である』と宣言し、そのことは1844年の先住民信託条例（Native Trust Ordinance）の中で『先住民の慣習やしきたりを可能な限りすみやかにヨーロッパのそれに同化させることによって実現される』と敷衍された。²⁵⁾ 原田敏治『先住民族社会の形成と存続 ニュージーランド南島ナイ・タフ族の伝統と社会』（日本経済評論社、2016年）11頁

9) 上原有紀子「日米英における条約の国内法の実施——議会の役割と国内法秩序の在り方」『レファレンス』8（国立国会図書館調査及び立法考査局）840号、83頁
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11623236_po_084005.pdf?contentNo=1（2021年6月26日アクセス）

10) 平松紘、他著『ニュージーランド先住民マオリの人権と文化』（明石書店、2000年）113頁

て国内法としての法的効力を認められたのである。そして、ワイタンギ条約法のつぎの正式名称がこのことの一部を物語っている。「ワイタンギ条約の適用にかかわる請求に関して勧告を行い、一定の事項が条約の原則に反しないか否かを確定することにより、ワイタンギ条約の諸原則が遵守され、原則の内容を確定するための法律」(<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1975/0114/latest/whole.html>)。

そして、ここでのキーワードは「ワイタンギ条約の諸原則」(“principles of Waitangi Treaty”) で、その原則の内容を確定することを目的としてワイタンギ条約法によって1975年に設立されたのがワイタンギ審判所である。

②ワイタンギ審判所とワイタンギ条約改正法

ワイタンギ審判所を設立したワイタンギ条約法は第5条「ワイタンギ審判所の職務」の(1)と(2)においてつぎのように規定している。「(1) ワイタンギ審判所の職務はつぎのとおりである：(a) 本法第6条にもとづいて申し立てられた請求に関して、本法に依拠して調査し、勧告をなすこと；… (2) 本条にもとづいて職務を遂行するにおいて、ワイタンギ審判所は附則1に掲げた〔英語版とマオリ語版の〕二つの条文を考慮しなければならず、かつ、本法の目的を達成するために、二つの条文が表明している条約の意味と効果を確定し、二つの条文の間に存在する違いから生じる問題を解決するための排他的権限を有するものとする。」¹¹⁾ (<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1975/0114/latest/whole.html#DLM435834>) 審判において下されるのは勧告であるゆえに、裁判所の判決とはことなり強制力を有していない。しかしながら、審判の過程において専門的で詳細な調

11) ワイタンギ審判所の簡単な歴史については、ニュージーランド司法省がウェブ上にアップしている“ABOUT THE WAITANGI TRIBUNAL” “Past, present future of the Waitangi Tribunal” (<https://waitangitribunal.govt.nz/about-waitangi-tribunal/past-present-future-of-waitangi-tribunal/>)。また、ワイタンギ審判所の特徴についての簡潔な説明については、たとえば深山直子『現代マオリと「先住民の運動」 土地・海・都市そして環境』(風響社、2012年) 84-85頁参照。

査や、国王側とマオリ側双方のさまざまな関係者を招聘しての証言の聴取を行ったうえで事実を認定し、その事実にもとづいて勧告を行っている。したがって、判決のような強制力を有しないとはいえ、政府のマオリに関する政策決定に大きな影響力を有しているのである。その意味では、個別的事件に対する判決よりもその影響力ははるかに大きいともいえる。ただし、政府が勧告をただちに、そしてすべて受け入れるとはかぎらないが、多くの場合に勧告内容に従って和解にいたっている。

1975年に設立されたワイタンギ審判所は、当初、その審判対象を1975年以降の問題に限定しており、申立件数はわずかであった。そのような状況を踏まえて、1985年のワイタンギ条約改正法によって、条約締結の1840年以降に遡及して申し立てが可能となり、申立件数は飛躍的に増加した。また、申し立て内容は土地に関するものが多いが、さまざまな資源や環境、そしてⅡで検討するマオリ語請求のように言語に関するものなど多岐にわたっている。

審判所の人的構成についてはワイタンギ条約法第4で定められている (<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1975/0114/latest/whole.html#DLM435392>) が、次第にその人員は増員されて現在に至っている。まず、ワイタンギ条約法下の1975年から1985年までは、マオリ土地裁判所の首席裁判官と司法長官・マオリ担当大臣によって任命された2名、合わせて3名で構成されていた。しかし、1985年のワイタンギ条約改正法施行以後は——上で言及したように急激に申し立て件数が増加しているゆえに——土地裁判所首席裁判官を含む7名に増員され、うち4名はマオリである。そして現在は審判所長を含めて総勢23名で、各案件ごとに3名から7名、そしてそのうち少なくとも1名はマオリでなければならない。彼／彼女らのなかには、たとえばマオリの長老や、歴史家、マオリ学の研究者や各分野の専門家、弁護士などが含まれている¹²⁾。

この人員配置だけからみても、ワイタンギ審判所がマオリの権利回復を非常に

12) 原田、前掲(『先住民族社会の形成と存続』)17-18頁

重視していることがわかる。また、通常の裁判に訴えることとの比較に関するつぎの指摘は重要である。「Crown に対するマオリの不服申し立てはこれまでも通常の裁判制度によって扱われることがあったが、裁判がしばしば長期化することや、その結果、裁判費用が高額にのぼることもあったために、提訴したマオリがすみやかな救済を得ることが困難な場合が少なくなかった。したがって、ワイタンギ審判所の設立によって、マオリは不服申し立てのもう一つの場を選択することが可能になったのである。」¹³⁾

Ⅱ 『マオリ語請求に関するワイタンギ審判所報告書』における マオリ語問題に関する検討の概要

1986年に刊行された『マオリ語請求に関するワイタンギ審判所報告書』は、総頁56頁、「1 序」と「9 結論」を除いて以下の7章から構成されている¹⁴⁾。「2 聴聞の記録」、「3 マオリ語請求の背景」、「4 マオリ語請求に対するワイタンギ審判所の管轄権に関する問題」、「5 マオリ語公用語化に対する反論」、「6 マオリ語教育」、「7 マオリ語放送」、「8 マオリ語の公用語化」である。

本章では、マオリ語請求にもとづいたマオリ語復興にかかわる審判報告のうち、その背景をなすマオリ語をめぐる状況、すなわちマオリ語の過去・現在・未来を概観した「3 マオリ語請求の背景」(1)とワイタンギ条約およびワイタンギ条約法に依拠した本請求の正当性にかかわる「4 マオリ語請求に対するワイタンギ審判所の管轄権に関する問題」(2)、そしてマオリ語教育に関する「6 マオリ語教育」(3)の3章にしばって、わたし自身の若干のコメントや注を加えつつ概観する。

13) 注9、81頁

14) 本稿での各章のタイトルは、内容を踏まえて報告書の原タイトルを変更している。たとえば、「4. マオリ語請求に対するワイタンギ審判所の管轄権に関する問題」の原タイトルは“Jurisdiction”である。また、章以下のタイトルは内容を踏まえて角田が付した。たとえば、「Ⅱ-2-1 ワイタンギ条約とマオリ語の関係」。

(1) マオリ語請求の背景

マオリ語請求の背景をなすマオリ語の過去と現在、未来の状況を概観する前提として、報告書は本請求の特質について以下の①のように指摘している。

①マオリ語請求の特質

本請求では、これまで行われた審判のなかでは最長の4週間にわたって証言者の意見聴取すなわち聴聞が行われた¹⁵⁾。本請求の申立人たるウェリントンマオリ語評議会 (Nga Kaiwhakapumau I Te Reo)¹⁶⁾ が主として求めたのは、マオリ語をニュージーランドの公用語とするワイタンギ審判所の勧告である。しかしながらマオリ語請求は、これまでワイタンギ審判所であつかつてきたローカルな問題とはことなっている。というのは、マオリ語の公用語化問題はニュージーランド全体の政治、経済、社会にわたり、「ニュージーランド国民すべてにかかわる問題で、かつ将来世代の人びとにも影響をおよぼす問題」だからである。

そして実際にも、申立人による要望事項はきわめて広範囲にわたっている。すなわち、法令や官報、その他のあらゆる公文書の、英語とならんでマオリ語での刊行；マオリ語のラジオ局開設とテレビ放映；マオリ語が話せるヘルスワーカーのすべての病院での常駐；公用語委員会 (Commission of Official Language) の設置；すべての政府機関のトップが10年以内にマオリ語と英語のバイリンガルで

15) ワイタンギ審判所の聴聞は多くの場合、マオリの証人が集合し、証言しやすいマラエ (マオリの伝統的な集会所) で行われた。

16) ウェリントンマオリ語評議会 (Nga Kaiwhakapumau I Te Reo)：同会議の公式HPの冒頭でつぎのようにのべられている。「ウェリントンマオリ語評議会は、1980年と1981年にマオリ問題省が主催してウェリントンで開催されたマオリ語に関する重要な会議を契機に設立された。マオリ語の推進という課題が、マオリ・コミュニティを基盤とした全国規模のネットワークを有するマオリ語会議 (Maori Language Board) に委ねられた。そして1984年に、同会議とフイランギ・ワイケレプル (Huirangi Waikerepuru) は共同で、マオリ語に関するワイタンギ審判を請求した。この請求は1985年にワイタンギ審判所によって審理された。また同会議は、マオリ語ウイークにマオリ語によるラジオ放送の実現を推し進め、またウェリントン地区マオリ・ラジオ (Te Upoko o te Ika Maori Radio) の設立を推進した。」(Nga Kaiwhakapumau i te Reo/Maori Language Board: Records <https://natlib.govt.nz/records/22780907>: 2021年6月19日アクセス)

あること；マオリ語教師養成学校（Maori Teachers Training College）・マオリ工業専門学校（Maori Technical Institute）の設立；政府サービス法（State Services Act）・政府サービス雇用条件法（State Services Conditions of Employment Act）・教育法（Education Act）、その他のマオリにかかわる内容を有する法律の改正；裁判所や政府機関、地方自治体などでマオリ語を使用する権利とともに、求められた場合にはすべての裁判所での訴訟手続きをマオリ語に翻訳すること、等々である。これらを実施するためには年々莫大な費用——たとえば、新設を要求している公用語委員会においては、1986-87年に200万NZドル〔2021年現在のレート（1NZドル=78円）換算では約1億6千万円〕の予算を要求している——が必要である。

したがって、本請求内容の意義や効果を正しく評価することが不可欠であって、そのためにはマオリ語の過去と現在、そして未来の状況を把握しなければならないとして、マオリ語の過去、現在そして未来の状況について概観している。そこで、以下でその要点をおさえておく。

②マオリ語の過去の状況——20世紀初頭から1970年代

20世紀以降のマオリ語の動向を概観するには25年ごとに区切るのが有効である。したがって報告書では、20世紀初頭から1975年のワイタンギ条約法制定とワイタンギ審判所創設にいたる第3期までのマオリ語の動向を証言に依拠して跡づけている。

1) 第1期：第1期（1900-1925年）での学校内でのマオリ語の使用に関して証言した長老たちは一様につきのように証言している。初等学校でのマオリ児童に対する主な目的は英語を習得をさせることで、校内ではマオリ語が一切、かつ厳格に禁止されていた。ただし、教育省の証言者はそのような公式の政策は存在しなかったと否定しているが、すべての長老たちは運動場、つまり遊びの場におい

てさえマオリ語を使ったことがわかると処罰されたと言言している¹⁷⁾。

そして、証言者のなかでもっとも著名なジェイムズ・ヘナレ卿 (Sir James Henare) (第2次大戦中の第28マオリ大隊司令官) は、公式のマオリ語禁止政策が存在したという「事実は明白だ」し、自身が罰を受けた日時と場所、教師、そして視学官の名前をあげている。そしてさらに、視学官がつぎのように言ったと証言している。「英語は生きていくためのことばなので、君たちが生活の糧を得たいならば英語を話さなければならない。」

マオリの児童にとって苛酷なこのような政策を行った背景には、20世紀半ばにむかうなかでいずれマオリは滅びゆく民族であり、数十年内にはマオリはパケハに同化すると、パケハすなわち社会の主流を占める人びとの信念が存在しており、したがってマオリの児童は英語をうまく使いこなさなければならない、とされたことが存在する。^{*}その反面に、児童に英語を強制することがマオリ語、そして——マオリにとってであれパケハにとってであれ、ニュージーランドのナショナル・ヘリテージの一部をなす——マオリ文化に対して、いかなる破壊的な影響をおよぼすかについてはまったく認識されていなかったのである。

* 「滅びゆく民族」アイヌ：北海道登別生まれの知里幸恵 (1903-1922年) は、アイヌ語研究の創始者で東京帝国大学教授・金田一京助に見いだされ、19歳の若さで亡くなる直前に東京・本郷の彼の自宅で『アイヌ神謡集』を完成させた。そして、知里幸恵はその人口に膾炙した「序」において、マジョリティたるパケハに対する「滅びゆく民族」マオリとまったく同じく、マジョリティたる和人から「滅びゆくもの」とされていたアイヌのおかれて

17) ニン・トマスはつぎのように指摘している。「『ヨーロッパ人』という概念は『マオリ』への抵抗概念で他のすべての民族集団を含んでいる。その結果、マオリの多くの子どもたちがおとなになるまで保持している、特別の人種差別的要素が付加された。ワイタンギ条約法にもとづいてマオリが政府に対して提起した『マオリ語請求』(Te Reo Naori Claim) は [reo は言葉、声] は、マオリの子どもが成人して親となり、さらにその子どもたちに引き継がれていった劣等感についてつよい口調でのべている。³⁵⁾」とのべた上で、この注35) においてつぎのように指摘している。「学校ではマオリ語やマオリ文化をもちいることが禁じられ、破った場合には罰をあたえられていた時代を過ごした、ニュージーランド全土のマオリの高齢者たちが、1985年にワイタンギ審判所においてさまざまな内容に関して証言した。」トマス、前掲、注2)、283-284、325頁

いる状況を、つぎの名文においてわれわれに切々と訴えている。

「序 その昔この広い北海道は、私たちの先祖の自由の天地でありました。天真爛漫な稚児の様に、美しい大自然に抱擁されてのんびりと楽しく生活していた彼等は、真に自然の寵児、なんと幸福な人たちであったでしょう。冬の陸には林野をおおう深雪を蹴って、天地を凍らす寒気を物ともせず山又山をふみ越えて熊を狩り、夏の海には涼風泳ぐみどりの波、白い鴉の歌を友に木の葉の様な小舟を浮べてひねもす魚を漁り、花咲く春は軟らかな陽の光を浴びて、永久に囀る小鳥と共に歌い暮して露とり蓬摘み、紅葉の秋は野分に穂揃うすすきをわけて、宵まで鮭とる篝も消え、谷間に友呼ぶ鹿の音を外に、円かな月に夢を結ぶ。嗚呼なんと楽しい生活でしょう。平和の境、それも今は昔、夢は破れて幾十年、[開拓によって]この地は急速な変転をなし、山野は村に、村は町にと次第々々に開けてゆく。

太古ながらの自然の姿も何時の間にか影薄れて、野辺に山辺に嬉々として暮していた多くの民の行方も亦いずこ。僅かに残る私たち同族は、進みゆく世のさまにただ驚きの眼をみはるばかり。しかもその眼からは一挙一動宗教的感念に支配されていた昔の人の美しい魂の輝きは失われて、不安に充ち不平に燃え、鈍りくらんで行手も見わかず、よその御慈悲にすがらねばならぬ、あさましい姿、おお亡びゆくもの……それは今の私たちの名、なんと悲しい名前を私たちは持っているのでしょうか。

その昔、幸福な私たちの先祖は、自分のこの郷土が末にこうした惨めなありさまに変わらうなどは、露ほども想像し得なかったのでありましょう。

時は絶えず流れる、世は限りなく進展してゆく。激しい競争場裡に敗残の醜をさらしている今の私たちの中からも、いつかは、二人三人でも強いものが出て来たら、進みゆく世と歩をならべる日も、やがては来ましょう。それはほんとうに私たちの切なる望み、明暮祈っている事で御座います。」(https://www.aozora.gr.jp/cards/001529/files/44909_29558.html; 2021年6月19日アクセス)

2) 第2期:そして20世紀の第2期(1926-1950年)では、ヘナレ卿やその同時代人が成人した後もマオリ語と英語の二言語併存であった。というのは、彼らの両親や親族がマオリ語を話す一方で、日常的な職場においては英語を話しているからである。そして彼らが結婚し、こどもをもうけるにつれて二言語状況は変化した。なぜならば——この点に関してもアイヌの親たちと同様に——自らの子ども時代の記憶から、彼らが被った不利益や苦難をつぎの世代のこどもたちが受けることを望まなかったからである。ただし、部族的な慣行や結びつきが維持されている地方のコミュニティに居住するこどもたちは、家族などがマオリ語をはなすゆえにマオリ語を話すことができたが、多くは二言語でかつ第一言語は英語で

あった。そこで、マオリ語はますます第二言語となり、徐々にマオリ語をうまく話すことができなくなっていったのである。

3) 第3期：戦後の第3期（1951-1975年）には、多くのマオリが都市へ移転すなわち都市化することによって、以上のプロセスは急速に進行した。英語による「単一言語主義への移行は、マオリのマジョリティが地方から都会に移転する動向と並行しており、[都市でのマオリへの安価な住宅提供という] 政府の政策によって推進されて、マオリ家族は都市に分散していった。」マオリの都市化の結果、部族との結びつきが弱体化し、ファナウ（whanau）すなわちマオリの伝統的な大家族が崩壊していった¹⁸⁾。その結果、60年代初期のころまでには、子どもたちが英語のみで教育を受けることの必要性が強調されるようになり、すべての世代においてマオリ語を少しでも話せることができる人はほとんどいなくなった。

③マオリ語の現在——70年代半ば以降

マオリ語請求の正当性判断にとって不可欠な、20世紀以後とりわけ戦後のマオリの都市化にともなうマオリ語の急速な衰退の状況を、以上のように報告書はさまざまな証言をもとに提示している。そして、以上のような過去の状況を踏まえてマオリ語の現状を明確にしたうえで、そのような現状がワイタング条約の原則に反しているか否かを検討している。

1) マオリ語を使用する社会的コンテクストの減少、とりわけマオリ家庭の問題：以上のような戦後の動向を経た1970年代半ばのマオリ語の状況について、聴聞においてマオリの専門家は「マオリ語は健全な状態ではなく、生き延びるため

18) 戦後の急速な都市化の進行とマオリ社会におよぼした影響については、深山、注9、「第三部 都市を巡る運動、そして環境を巡る運動へ」参照。たとえば、前後の人口推移についてつぎのように指摘している。「マオリの都市移入が急増したのは、一九三九年の第二次世界大戦勃発以降のことである。都市部の産業発展が著しくなるのに伴って、大量の労働力が求められるようになった。…一九四五年には四人に一人のマオリが人口一〇〇〇人以上を擁するいわゆる都市部に居住するようになっていたが、一九七〇年代半ばには四人に三人の割合に至った。…二〇〇六年時点ではマオリ人口の八四・四％が都市居住者になった。」(同上、173-174頁)

には緊急の対策がなされねばならない」と証言している。また、彼らが提示しているマオリ語話者の急速な減少のデータからいえることは、戦後の第1期から第3期において、学校を含む生活のあらゆる場面での英語による一言語主義政策がいかにマオリ語の衰退をひき起こしていったかを明確に示している。

教育研究評議会マオリ語ユニット (Maori Unit of the Council for Educational Research) のベントン (Benton) 博士は、マオリ語話者が急速に減少していった理由をつぎのように明快に指摘している。「ここ2、30年 [つまり、1960年代から80年代] の間に、それほどまでに急速にマオリ語が衰退していった…主な理由は、ことばが第一に社会的な現象だということである。ことばは社会のなかで成長し、さまざまな社会的コンテクストのなかでもちいられることを通じて習得され、定着していく。そして、近年のニュージーランドの歴史における社会の変化のなかで、マオリ語話者がマオリ語を使うことのできるコンテクストが大幅に減少している。すなわち、都市化、新たなコミュニケーション手段の普及、産業化、地方の学校の統廃合、移民の増大、等々である。…こどもに関してはとくに学校での英語教育の影響が大であり、また、… [英語のみによる] ラジオ、テレビ、映画などが同様な帰結をもたらしている。」

以上のようなさまざまな理由が存在するなかで、ベントン博士がもっとも重要な理由としてあげているのが、マオリの人びとが家庭内でマオリ語をもちいなくなったことであり、そしてさらに「ニュージーランド社会全体においてマオリ語に対する支援が存在しないこと」であると証言している。したがって、マオリの親たちに家庭内でこどもたちにマオリ語を話すように促したとしても無駄であって——「儀式の際にだけもちいられるカトリック教会のラテン語」のようにではなく——生きたことばとして生き残っていくためにはあらたな政策が必要なのである。

2) コハンガ・レオ運動の展開: 以上のようなマオリ語の衰退状況を踏まえて、ここ3年の間にマオリの人びとのなかでコハンガ・レオ運動 (Kohanga Reo Movement: 「ことばの巣」運動) があらわれてきているとして——マオリ・ルネ

ッサンスにおけるマオリ語復興の象徴的な動向として——就学前のマオリのこどもにマオリ語を指導するコハンガ・レオについて検討している。1980年代のマオリ語復興の出発点で、その中核の一翼をになうコハンガ・レオについては、以下の「②就学前のマオリ語教育機関としてのコハンガ・レオ」で証言にもとづいて検討するので、ここでは報告書におけるコハンガ・レオに関する本項での総括的な見解を参照するにとどめておく。

1982年に開設されたあるひとつのコハンガ・レオからスタートしたコハンガ・レオ運動は、その直後から急速に広がっていき、教育省の統計によれば3年後には416のコハンガ・レオに6千人以上のこどもたちが通っている。マオリの親たちはその運営に積極的にコミットし、また、収入が少ないマオリ家庭が多いにもかかわらず相応の授業料を払ってこどもたちを通わせている。それぞれのコハンガ・レオでの必要経費はことになっているが、平均的な授業料は週約25NZドル〔2021年現在のレートで約2000円〕である。この金額は、マオリ家庭、とくに高所得集団の裕福層に属さない家庭にとっては大きな負担である。この点に関して報告書は大略つぎのように指摘している。

マオリ語は今日、マオリ語の普及を阻止しようとする何十年にもわたるさまざまな試みから危害を被ってきているが、多くのマオリの親たちがそのような状況を克服しようと果敢に努力している。その試みが成功するか否かを判断することは現在のところは時期尚早であるが、すくなくともこれらの活動は、マオリを救うのはまさにマオリ自身であると考えている人びとに対する正解を提供するであろう。しかしながらマオリの親たちは、彼らのこどもたちが英語のみを話し、マオリ語を一切耳にしなくなる初等学校に通いだして半年もたつとマオリ語を話す能力を失ってしまうことに対して強い不満を抱いている。この点に関しては、現行の教育システムに関する所見 (Finding) (6. Education) に関する本稿のII-(3)において検討する。

④マオリ語の未来——マオリの人口増加にともなうマオリ語の展望

以上の過去・現在のマオリ語の状況を踏まえて報告書では、80年代半ば以降のニュージーランド社会とマオリの人びとの状況、とりわけ「マオリ」の定義、つまり「誰がマオリなのか」という問題をも踏まえたマオリの人口動態に焦点を合わせてマオリ語の将来を展望している。

ワイタング条約によってアオテアロアが大英帝国の植民地たるニュージーランドとなった時点から19世紀末までの人口動態について、報告書は植民地開始当初パケハは全体の1%に満たなかったが、1860年代初頭の土地戦争の頃にはマオリとほぼ同じくらいになり、20世紀になるころには多くの移民が押し寄せた半面、マオリは外から持ち込まれた病気などによって人口がかつてのほぼ十分の一になったとしている。

しかしながら、1896年の人口統計以来マオリ人口はかつての約8倍と大幅に増加し、将来さらに増加することを示す明確な兆候が存在している。ただし、将来のマオリの人口推移を予測することはきわめて困難で、政府の人口統計はあくまでも目安である。というのは、「マオリ」の定義が不確定であるゆえに、マオリ人口を集計することが困難だからである。長年にわたって、「マオリ」とは少なくとも片親が純潔のマオリである人、もしくは、両親がともに4分の3以上マオリの血筋を引いている人を指していた¹⁹⁾。ところがこの定義は後に、両親のいずれかがマオリであることに変更され、これまでマオリではないとされていた人びともマオリに含まれるようになった²⁰⁾。しかし、以前の定義に固執し、「すでに『純粋な

19) 1953年のマオリ問題法 (Maori Affairs Act) 第2条 (1) はつぎのように規定していた。

“Maori” means a person belonging to the aboriginal race of New Zealand; and includes a half-caste and a person intermediate in blood between half-castes and persons of pure descent from that race.” そして、マオリ問題改正法によって1974年に改正された。

20) 1974年のマオリ問題改正法 (Maori Affairs Amendment Act, 1974) は、第2条 (1) においてつぎのように規定している。前法の第2条 (1) に関して、「マオリ」の定義についての (1) を削除し、あらたに「マオリ」とは、ニュージーランドのマオリ民族であり；そのような人びとのすべての子孫を含む (“Maori means a person of the Maori race of New Zealand; and includes any descendant of such a person.”) http://www.nzlii.org/nz/legis/hist_act/maaa19741974n73232/

マオリはいない』というパケハ』もいる²¹⁾。このような差別的言動を行うパケハが言わんとすることは、通婚を通じてマオリがヨーロッパ系の先祖をもち、英語を話すのであれば、彼らはヨーロッパ人だということである。それに対してマオリはまったく逆の視点、すなわち、マオリの先祖をもつ人がいれば、その先祖がかりに3、4世代前の先祖であってもその人はマオリなのである。

そして、人口統計上から見ればマオリの見方は正しい。というのは、マオリ問題法やワイタング条約法、選挙法、その他の法によればマオリのすべての子孫はマオリだからである²²⁾。そして、ある人がマオリの子孫であるかぎり、自らをマオリもしくはパケハと見るか否かを選ぶことができる。つまり、「ヨーロッパ人」よりむしろ「マオリ」であるということは血統にかかわる問題であるとともに心理的な問題でもある。

そして、ワイカト大学の人口統計学者のエドワード・ダグラス (Edward Douglas) は、聴聞において将来のマオリ人口の動態についてつぎのように指摘している。マオリの人口は今後著しく増加し、つぎの世代には全人口の30%を超えること；そして、マオリとパケハのあいだの婚姻が現在のように推移していけば、マオリの人口はパケハの人口を上回ること。ただし、このような予測が絶対的に正しいとは言えないが、ニュージーランドの人口動態が大きく変動する可能性があることは事実である。したがって、そのような大きな変化がもたらす帰結をニュージーランド社会、そして本審判においても考慮しておくことは重要であると報告書は指摘している。

21) アイヌ民族についても同様ないわゆるアイヌ民族否定論が存在する。否定論に対する批判としては岡和田晃、マーク・ウィンチェスター『アイヌ民族否定論に抗する』(河出書房新社、2015年)、強力な肯定論としては的場光昭『アイヌ民族って本当にいるの? 金子札幌市議、「アイヌ、いない」発言の真実』(展転社、2014年)、小林よしのり責任編集『わしづム』『特集 日本国民としてのアイヌ』(小学館、2008年) 参照

22) たとえば、1975年のワイタング条約法第2条は、マオリ問題改正法第2条(1)とまったく同じ「マオリ」の定義として、“Maori means a person of the Maori race of New Zealand; and includes any descendant of such a person”と規定している。<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1975/0114/latest/whole.html>

マオリ語の現状を踏まえた将来展望について本項目の最後の部分でつぎのように結論づけている。多くの成人のマオリに関して、マオリ語を話せないか、あるいは多少話せるが流暢なマオリ語ではない、もしくは、文法や発音において誤ったマオリ語を話すというのが現状である。たとえば、彼らがマラエを訪問し、あいさつを兼ねて話すことを求められた場合に、先の人びとが何を話したか理解できず、あるいは、彼ら自身は英語で話さざるを得ないなどの理由から、自身のマナ (mana) を失ったと感ずるのである。^{*}マオリ・ルネッサンスはいたるところで現れており、多くのマオリが自らの家系 (ファカパパ : whakapapa) を明確に跡づけて、彼らの祖先の出身地のマラエを訪問するようになってきている。

^{*}マラエでの伝統的作法・慣習たるミヒ：ゲストがマラエを訪問する際に、ゲストと彼らを迎え入れる主人の両者のあいだでマオリ語で行われる伝統的な挨拶がミヒ (mihi) である。ミヒについてつぎのように説明されている。「[ゲストをマラエに迎え入れる際に] 訪問者と主人の間に儀式ばった長い挨拶 (ミヒ) の交換が行われる。ミヒでは必ずマオリ語が用いられ…。ミヒそのものはある種の定型があり…内容は歓迎、答礼、祖先やそのマラエに対する言及、死者に対する哀悼などである。声を張り、杖を振り上げ、表情豊かに一人がミヒを終えると、何人かの男女が取り巻いて、歌 (ワイアタ) を歌う。この歌はミヒを強化するものだと説明されている。訪問者側の最後の挨拶者は、ミヒが終わると進み出て若干の寄付 (コハ) を地面に置く。」青柳まちこ編著『ニュージーランドを知るための63章』(明石書店、2008年)「12 生活の中心 マラエ」80頁

またシンクレアは、ポリネシア系の人びとのなかでのマオリのマラエの特殊性についてつぎのように指摘している。「ポリネシアのいくつかの地域では、神殿は手の込んだ建築物であるのに、ニュージーランドでは、石か木の柱の目じるしによってへだてられた場所が聖地とされているにすぎない。ポリネシアの他のどこでも神殿を意味するマラエは、マオリでは、集会所前の広場である。マラエは村落生活の中心であり、重要人物が演説する場所だった。」シンクレア、前掲注3)、24頁

祖先とのつながりを強く意識し、したがって自らの出自を明確に表明できないことを恥であると感じるマオリが、そのような原因を自己の責任ではなく、何か他のものに求めるのは当然のことである。そしてもっともよくなされる批判は、これまでの教育制度はマオリの人びとの利益に反するように構築されているということである。つまり、彼らは英語で学ぶことを強制される一方で、マオリ語を

教えられていないということで、しがって現行教育制度を構築している「パケハの法を批判しなければならない」(“pakeha law is to blame”)のである。

そのような批判が正統か否かは別にして、マオリの人びとが上のような状況におかれていることは事実である。そのゆえにマオリの人びとはそのような現状を不公平で公正さを欠いていると感じ、強い不満を抱いており、彼らが抱くそのような不公平感は良好なコミュニティの維持にとってきわめて危険である。したがって、社会のなかにそのような感情が蔓延し、充満する場合には暴発する恐れがあることは、すべての国々、社会において経験していることである。

報告書は以上の理由を踏まえて、そのような公正さを欠く社会状況を改善するために、これまで以上にさまざまな施策を実行することが必要であると思われる、と指摘することでマオリ語の過去・現在・未来に関する検討をむすんでいる。

⑤ニュージーランドの文化遺産としてのマオリの文化

以上の本項②から④まででは、マオリ語に焦点を当ててその過去・現在そして未来の状況に関する報告書の内容を概観した。そこで本項⑤では、言語以外のさまざまなマオリの独自の文化を、ニュージーランドの文化遺産、つまり〈ナショナル・ヘリテージを構成する必須の要素としてのマオリ文化〉という視点から概観したい。

ニュージーランド国民が「自分たちのもの」と感じる典型的な事例で、かつマオリ（のシンボル）をモチーフにした、あるいはあしらったものとしてはたとえばつぎのようなものがある。ニュージーランド国旗をもった白人女性とならんでマオリの戦士が盾とその上の英国の王冠の左右に配置されたニュージーランドの紋章（国章）²³⁾；また、マオリのシンボルたるコル（渦巻き状のシダの新芽）がデザインされた尾翼をもつニュージーランド航空の文字通り世界を飛び回る飛行機；

23) 英国を象徴する白人女性とマオリが左右から盾とその上の英国王冠を支えているニュージーランドの紋章の構図は、イングランドを象徴するライオンとスコットランドを象徴するユニコーンが盾とその上の英国の王冠を支えている構図と一致している。

さらには、試合前にマオリ戦士の伝統的な闘いの舞であるハカ（haka：マオリ語で舞（ダンス））を行っている国技たるラグビーのニュージーランド代表（ラグビーユニオン・ナショナルチーム）「オールブラックス」、等々をあげることができる。そして、これらが象徴するように、マオリタンガ（Maoritanga：マオリ文化、マオリの慣行・信念、マオリらしさ、マオリ流の生き方）はニュージーランドの不可欠の一部を構成しているのである。*

*マオリとアイヌのシンボルマーク、デザインたるコルとモレウ：「[マオリにとって] シダというのは生きるために欠かせない大切な植物だった。数百あるシダの種類を正確に把握し、あるシダは根をすりつぶしてこれを主食としたし、大きな木性シダの新芽は大切な食として、葉や幹は建物の素材として、余すところなくシダを使ってきた。…それだけに、マオリ族にとって木性シダの芽吹きは一族の繁栄を保障してくれる大切なシンボルとなった…その新芽＝コルはマオリ族にとって「成長」「平和」「新たな力」のような意味合いをもって使われるようになった。」（<https://naturenz.net/?p=1700>：2021年6月19日アクセス）

また、アイヌの特徴的な3つの文様のうち「モレウ」（アイヌ語で「モ」＝ゆっくり＋「レウ」＝まがる）もコルと同じく渦巻き文様でパワーを意味している。ほかのふたつは「アイウシ」（刺）と「シク」（目）で、アイウシは敵や病気から身を守ること、目は文字通りやさしく見守ることを意味している。これらの3つはアイヌの民族衣装の基本的モチーフでもある。

そしてさらに、マオリ独自の彫刻や音楽、ダンスとともに、何世代にもわたって語り継がれている英知にあふれた口承の詩や部族の歴史などがある。そして、それらを語り継ぐためにも将来にわたってマオリ語を維持していくことが、マオリ語請求においてマオリ語の維持、奨励を求めている主要な理由のひとつに他ならない。

またマオリ語は、マオリの人びとの霊的、精神的なさまざまな概念を具体化し、マオリの世界観を提供している。^{*1}その独特の世界観においては、ホーリスティックな思考、集団の発展、家族関係、そしていのちの霊的側面、自然との一体性、等々がその基盤となっている。そしてそれらは、ヨーロッパの世界観とはまったく異質なものとしてニュージーランドに存在し、両者は併存している。したがって、マオリ語の維持なくしてはニュージーランド全体にとって有益な、自然や神、

霊そして人間が一体化した、ホーリスティックな世界観やいのちの多様な側面は失われてしまう。これらのことをも検討することがマオリ語請求の重大な課題に他ならない。^{*2}

* 1 マオリタンガ、マオリのアイデンティティ、そしてマオリ独自の世界観を構成する諸要素：「マオリ語は、マオリの人びとの霊的、精神的なさまざまな概念を具体化し、マオリの世界観を提供」しているという場合の典型的なマオリ語の概念として、ニン・トマスは——伝統的なマオリの生活様式や生き方、ひいては世界観を規範化するマオリ慣習法の基本的な要素として——ファカパパ (whakapapa)、ファナウングタンガ (whanaungatanga)、タブ (tapu)、マナ (mana)、そしてマウリ (mauri) をあげている。以下、彼女の見解のポイントを参照する (ただしファナウングタンガ (親族・家族関係) マウリ (生命の原理、生の神髄、など) は省略)。トマス、前掲、注2、引用の最後の頁数はこの論文の頁数である。

ファカパパ「ファカパパは簡潔な表現形では『家系』(“geneology”)や『先祖との結びつき』(“ancestral connections”)として言及され、規範的厳格さをもって主張されるマオリ慣習法の基礎である。出生を通じた子孫という自然的事実は、諸個人を一定領域に確固として結びつける最も永続的な過程であり、…集団への所属意識を担保している。ファカパパの結びつきは、時とともにより多くの祖先が『テ・フェヌア』(“te whenua”：大地)に回帰する[つまり埋葬される]ことによって強化され、集団構成員を一体のものとすることでマオリの創造神話における大地母たるパパトゥアヌク (Papatuanuku) に共鳴する。…[故郷に埋葬されることによって]故郷に帰るという慣行はマオリのハプ [hapu：準部族] とイウイ [iui：部族] が特定の領域に対して主張する領域性と…その領域性から導きだされるハプとイウイのアイデンティティの集団的性格をより強化している。」(294頁)；タブ「マオリが議論や決定の際のガイドラインとして用いる第三の重要な原理はタブ [聖なるもの、価値のあるもの] である。タブは何が重要で、何が重要でないかを示す。…人びとや物、知識や資源のカテゴリーなどに割り当てられた、相対的なタブの地位にもとづいてそれらの価値を明確にするシステムは、…タブを注ぎ込んできたマオリ社会を週愛的に結びつける。[改行] 伝統的なマオリ社会においては、集団の福祉にとって不可欠のすべてのものはタブの制度によってコントロールされている。…相互の関係と彼らが居住している環境との相互関係を規律する規範的な行為基準は、タブの知識とタブが伴っている諸規則に依拠していた。それらの制約に違反することはしばしば死をもって罰せられた。」(296頁)；マナ：「第4の原理はマナである。マナは人間関係と、人と世界のその他のものとのあいだにおける力と権威の結合をあらわしている。マオリ社会は4つの力の源泉を区分している。マナ・ワイルア (wairua [精神]) …マナ・アトゥア (atua [祖先、神、悪魔、超自然的存在、神性…]) …マナ・タンガタ (tangata [人間]) …マナ・フェヌア (whenua [土地]) である。このような力と権威が [首長のリ

ーダーシップを典型とする] マオリの指導力を生み出している。」(297頁)

- * 2 マオリの世界観：ヨーロッパの世界観においては合理的でアトミスティックな思考、そしてリアリズムや個人主義がその基盤となっている。それに対してマオリの世界観ではそれらとは真逆の要素がその中核を占めている。ニン・トマスは西洋の世界観や思考法とは決定的に異なるマオリ独自の世界観の典型として、哲学者のマオリ・マースデン (Maori Marsden: 1924 ? -1993 : マースデンの略歴、業績については “Marsden, Māori (Rev), 1924 ? -1993” 参照 (<https://natlib.govt.nz/records/22520056>) : 2021年6月20日アクセス) の見解をあげている。以下でトマスの見解の一部を参照する。

「マオリと西洋のパラダイムの相違は、マオリ法から知りうる自然環境に関する基本的なアイデアが西洋の法的アプローチと対比された場合により明確となる。[改行] マオリ法は宇宙のつぎのものから構成されるプロセスとして認識されるとする、哲学者マオリ・マースデン (Maori Marsden) によって正しく描き出されたユニークな世界である。『…時間という酵素によって最終的にあらわれでてきた自然界から分離された一連の相互に関連する領域。この宇宙的なプロセスは霊 (spirit) によって統一され、相互に結びついている。』」 [Maori Marsden, *The Woven Universe* (Wellington: Marsden Estate, 2003, 31)]

マースデンが描く概念的枠組みはつぎの3つの基本的なアイデアに依拠する、究極的な実態に対するマオリの見かたを巡って構築されている。(1) 人間は非物質的存在の世界 (world of nonphysical existence) すなわち「ワイルア」(“wairua”) つまり意識を超えた存在、時間あるいは空間から発する現在進行形のプロセスであること；(2) 「テ・アオ・ワイルア」(“te ao wairua”) (非物質的もしくは霊的存在 (spiritual existence) が実在すること (reality)) と「テ・アオ・マラマ」(te ao marama) (物質的存在 (physical being) の物質界 (material world)) のあいだには自然な結びつきが存在すること；(3) 「ファカパパ」(“whakapapa”) (すなわち系譜) はすべてのものに活力を与え、また自然的秩序と結びつけること。」角田猛之「マオリの環境思想と持続可能な自然環境、マオリ固有価値の保全——ニン・トマス「マオリのランガティラタンガ、カィティアキタンガの概念と自然環境、所有権」論文およびマオリ土地裁判所刊行のブックレットの翻訳」『関西大学法学論集』第64巻第2号 (2014・7) 316-317頁

つまり、マオリの世界観においては、人間と自然 (物質的存在)、そして霊的存在は一体的で、かつそれぞれが相互に結びつき、係わりあうなかで宇宙の全体を形成しており、それらすべてに活力を与え、結びつけているものがファカパパである、とまとめることができるであろう。それは一言でいえば、マオリの哲学を象徴するホーリスティックな世界観、宇宙観である。そして、そのような世界観のなかで、上の* 1 で見たようなマオリ独自の要素が不可欠なものとして機能し、マオリタンガを形成しているのである。

さらに証言者たちは、民族としての尊厳が問題であって、マオリ語を保存することがその問題の核心であると主張している。そして、マオリの文化がユニークであるがゆえに、その核心たるマオリ語を保存しなければならず、そのためにはさまざまな場面において〈マオリ語を話す権利〉と〈マオリ語が話されているのを聞く権利〉を保証することが必要であると主張している。

そして報告書の本項のむすびにおいて申請者の主張のポイントをつぎのように指摘している。「[マオリはたんなるエスニックマイノリティではなく、したがって] 他国から最近やってきた移民のようにあつかわれてはならない。マオリは、この地すなわちニュージーランドに所属し、固有の文化を有している『タンガタ・フェヌア』(tangata whenua: 土地の人)であって、移民たるイギリス人と締結したワイタンギ条約によって、マオリがそれを望むかぎり、マオリの文化が維持され、守られることが約束されている。」

ワイタンギ審判所がマオリ語請求を審理しなければならないのは、まさに以上のようなことがらが守られていない、したがってワイタンギ条約が遵守されていないからに他ならない。

(2) マオリ語請求に対するワイタンギ審判所の管轄権に関する問題

つぎに、マオリ語請求に関するワイタンギ審判所の管轄権に関する問題を、ワイタンギ条約がはたしてマオリ語の保護を保証しているのか否か、また、マオリの人びとがワイタンギ条約違反によっていかなる不利益を被ってきたのか、また現在も被っているのかについての報告書での検討内容を概観する。

①ワイタンギ条約とマオリ語の関係

1) **ワイタンギ条約はマオリ語の保護を保証しているのか否か**——**タオンガとしてのマオリ語**：マオリ語請求に関してもっとも基本的で重要な問題は、ワイタンギ条約がはたしてマオリ語の保護を保証しているのか否かである。そして、保護を保証しているとすれば、マオリ語請求がワイタンギ条約法第6条(「申し立て

に対するワイタング審判所の管轄」)に規定された申し立ての根拠に該当しているか否かを検討しなければならない。すなわち、マオリ語にかかわる政府の作為もしくは不作為、あるいは、現行の法令や政府の政策が「条約の原則に反して」(第6条(1))²⁴⁾ いるのか否かの検討である。

申立人はつぎのように主張している。「1953年マオリ問題法 (Maori Affairs Act 1953 (s. 77A)、1976年放送法 (the Broadcasting Act 1976)、1964年教育法 (Education Act 1964)、1956年保健法 (Health Act 1956)、そして1957年病院法 (Hospitals Act 1957)、さらには、政府の放送および教育政策はワイタング条約の原則に反している。そしてその結果、申立人とその他のマオリの人びとは、マオリ語を話し、聞き、教え、学び、放送すること、そしてまた、議会や裁判所、政府機関、地方自治体、そしてまた病院を含むニュージーランド社会のあらゆる場所でマオリ語をもちいることができないことによって、不利益を被っている。」

申立人が証人申請したヴィクトリア大学ウエリントン (Victoria University of Wellington) のヒリニ・モコ・ミード (Hirini Moko Mead) 教授のワイタング条約第2条に関する説明のポイントはつぎの点である。すなわち、マオリ語版の条約上の文言“O ratou taonga katoa”における「『タオンガ』という概念は、有形物と無形物の双方をふくみ、『貴重なすべての慣習や財産』 (“all their valued customs and possessions.” : o ratou=and their; katoa=all) と翻訳することがで

24) ワイタング条約法第6条「審判における管轄権」の(1)は以下のように規定している(ただし、便宜上、規定の順序を若干変更し、また、マオリ語請求とかかわらない規定は省略した)。「(1) すべてのマオリの人びと、もしくは、彼もしくは彼女がメンバーであるすべてのマオリ集団が、以下のいずれかによって不利益を被っている、もしくは、被っている可能性がある」と主張し、かつ、法令、規則…政策、慣行、もしくは作為もしくは不作為がワイタング条約の原則に反していたか、もしくは反している場合には、彼もしくは彼女は本条の規定にもとづいてワイタング審判所に審判を申し立てることができる。すなわち、… (b) …1840年2月6日 [すなわち、ワイタング条約締結日] 以降に制定された規則、命令…により；もしくは (c) 国王が行った政策もしくは慣行…；もしくは (d) 1840年2月6日以降に国王によって行われたか、もしくは行われなかった行為によって、もしくは、行われることもしくは行われなかったことが提示された行為によって、である。」(<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1975/0114/latest/whole.html>)

きる」、という点である。

そして、ワイタンギ条約とマオリ語の関係について本審判において検討し、決定すべき問題が、はたしてマオリ語は「タオンガ」であるのか否かということであるとすれば、その答えはただひとつ——すなわち、「言語は文化の不可欠の一部であって、したがって『貴重な財産』[つまりタオンガ]と考えなければならない」ということである。そして、聴聞で証言した各地域のすべてのマオリの代表たちはこの点を強調している。*

*マオリ語版と英語版のワイタンギ条約第2条の相違：ワイタンギ条約の英語版とマオリ語版について、ニュージーランド政府作成の“Te Ara-The Encyclopedia of New Zealand”（「ニュージーランド人や環境、歴史、文化そして社会に関する完全ガイド」）での、“The three articles of The Treaty of Waitangi”で、英語版とマオリ語版、そしてマオリ語版の英語訳を提示して、その相違を明確に示している（<https://teara.govt.nz/en/document/4216/the-three-articles-of-the-treaty-of-waitangi>：2021年6月21日アクセス）。

まず、公式の英語版の第2条はつぎのとおりである。“Her Majesty the Queen of England confirms and guarantees to the Chiefs and Tribes of New Zealand and to the respective families and individuals thereof the full exclusive and undisturbed *possession of their Lands and Estates Forests Fisheries and other properties* which they may collectively or individually possess so long as it is their wish and desire to retain the same in their possession; (以下の国王の先買権 (preemption) の規定は省略。イタリックは角田)

それに対して、マオリ語版の第2条の公式の英語訳はつぎのとおりである。“The Queen of England agrees to protect the chiefs, the subtribes and all the people of New Zealand in the unqualified exercise of their chieftainship over *their lands, villages and all their treasures*. (以下の国王の先買権の規定は省略。イタリックは角田)

そして、上の*で参照した“Te Ara”のページの冒頭でマオリ語版の条約全文を掲げた上でつぎのように指摘している。「1840年2月6日もしくはその後にワイタンギやオークランドで、大部分のマオリの首長は[英語が理解できなかったので]マオリ語版の条約に署名した。」ところが、国王が保護することを約したのは、英語版では“possession of their Lands and Estates Forests Fisheries and other properties”、つまり土地や森林、漁業資源などの物的財産に限定している。

それに対してマオリ語版では、国王の保護の対象は“O ratou taonga kato”と表現されている。そしてこのマオリ語表現に関して、政府の英語翻訳版では“and all their treasures”とされており、その点に関してミードは「貴重なすべての慣習や財産」と解釈している。したがって報告書は、「言語は文化の不可欠の一部であって、したがって『貴重な財産』つまりタオンガであるゆえに国王はマオリ語を保護しなければならない、という結論にいたるのである。

2) ワイタンギ条約第2条の解釈——英語版とマオリ語版の相違：ワイタンギ条約はその英語版もしくはマオリ語版のいずれか一方のみでは正確に解釈することができないことは、これまでの審判事例においても指摘されている。英語版の第2条によって保証された政府による保証は、「…彼らの土地、森林、漁場、その他の財産に対する排他的で妨害を受けない所有」のみに関するものである。したがって、政府の保証はそこで特定された利益と（有体）物のみに関係していることになる。しかし、マオリ語版ではこの点に関しては英語版よりも広く規定されており、また、ワイタンギ条約法で規定されている「条約の二つの版を考慮しなければならない」ということは、これまでの審判事例において明確にのべられている。また同法は、「それら二つの版の相違から生じる問題を解決する」ことをワイタンギ審判所の主たる任務として規定している（第5条（2））。そしてさらに条約第2条の解釈においては、ワイタンギ審判所がマヌカウ・ケースの報告書において表明（para.8.2）した条約解釈の原則を適用しなければならない、と指摘している。*

*1984年のマヌカウ・ケースにおける条約解釈の原則：オークランド近郊のマヌカウ湾近隣のマオリ・コミュニティが提起したマヌカウ・ケースに対するワイタンギ審判所報告“Report of the Waitangi Tribunal on the Manukau Claim (Wai-8)”において、その後のワイタンギ条約の解釈の方法を決定づける「条約解釈の原則」（“8.2 Principles of Treaty Interpretation”）が提示された。そして、上で言及したように、マオリ語請求においてもこの原則を適用しなければならないとしているので、以下に訳出しておく。

〔ワイタンギ条約法の第5条（2）が規定するワイタンギ条約の「意味と効果」を明らか

にするためには] 国内法に適用されるような条約解釈の一般原則を検討しなければならない。とくにわれわれは「ワイタンギ条約のような」二言語で表現された条約に関するルールを検討しなければならない。というのは——ひとつの例外はあるが——ワイタンギなどでマオリの首長が署名した条約のテキストはマオリ語であったゆえに、ワイタンギ条約法第5条(2)によって、われわれはマオリ語と英語の双方の条約のテキストを考慮しなければならない。つまり、「二つの条文が表明している条約の意味と効果を確定し、二つの条文の間に存在する違いから生じる問題を解決」しなければならない。二言語で表明された条約に関して、『条約法』(The Law of Treaties)においてマックニールは、そのいずれかの条文が他の条文に優位するということはない、とのべている。両者のテキストは、他方のテキストを参照しつつ一方のテキストを解釈できるように、相互に補完しなければならない。われわれはこのアプローチによって、ワイタンギ条約を解釈し、両テキスト間の相違を調整することができるが、さらに別の原則をも考慮しなければならない。インディアンの人びととの条約の解釈に関して豊富な経験を有するアメリカにおいては、彼らとの条約に関しては、「インディアンの人びとによって通常理解されている意味」を有するものとして条約を解釈することを求めるという寛大なルールを最高裁は確立している (*Jones v Meehan* (1899) 175 US 1)。このルールは、[マヌカウ・ケースにおいて] ニューゼaland製鉄会社協議会が主張したいわゆる文理解釈を超えるものを要求している。それは、いわゆる「英米法上の法理たる」コントラ・プロフェレントム (*contra proferentem* = against the offeror) の拡大とみなされるであろう。すなわち、規定の意味が曖昧な場合には、その規定を起草もしくは提案した当事者の利益に反するように解釈しなければならない [契約の解釈に関していえば、ある契約条項が曖昧な表現がされており、一義的に効果が明らかでない場合、その条項によって利益を受けることとなっている方が不利益を負うことになるという原則]。

このルールに関して、ワイタンギ条約との関係で重要なことは、マオリの首長たちが条約に署名する際にマオリ語版のテキストが決定的な役割を果たしたということである。そしてさらにわれわれが考慮すべき原則は、その条約が署名された際の状況や明確に宣言されたことが明らかと思われるその条約の目的を考慮にいれつつ解釈されねばならないということである。」(https://ndhadeliver.natlib.govt.nz/delivery/DeliveryManagerServlet?dps_pid=IE28597276)

国際法律家委員会ニューゼaland支部 (New Zealand Section of the International Commission of Jurists) に提示された文書は、英語版のワイタンギ条約第2条における「保証」という文言に着目しつつ、政府の義務が有する性質を強調している。そこでのポイントは、その文言が「消極的なものではなく積極的な行為」つまりアファーマティブ・アクションを意味していることである。つ

ぎのようにのべている。「保証という文言は、マオリの人びとが自らの言語や文化を享受することを妨げられないということ以上のことを意味している。つまり、排他的かつ妨げられることなく彼らの言語と文化をマオリの人びとが保持することを確かなものとするために、積極的な施策を行うことを求めている。」というのは、その文言を消極的な意味のみに限定すれば、「好意的無視」(benign neglect)政策もありうるからである。「保証という文言は、マオリの人びとがタオンガを排他的で妨害を受けない状態で保持していないか、喪失している場合には、保証人が有する権限にもとづいて積極的な施策を行う義務を課しているのである。」

ワイタンギ条約は、ニュージーランドに居住することとなるふたつの民族に属する人びとに対していわばそれぞれが占めるべき位置を保証している。したがって、条約のパートナーたるマオリの言語が公的地位を有しない場合、はたして条約の原則と目的が実現されているのか、ということが問題となる。マオリの視点からすれば、彼らの社会生活においてマオリ語が有する位置はマオリの人びとが占めるべき位置そのものを示している、と報告書は指摘している。

②不利益を被っていることの証明

以上の1)と2)は、マオリ語請求とワイタンギ条約との関係に関する検討であった。それに対して本項の②で検討しているのは、マオリ語請求が満たすべき管轄上の要件たる、法律や政策がワイタンギ条約の原則に反するがゆえにマオリの人びとが一定の不利益を被っているか否かである。すなわち、マオリ語請求がワイタンギ審判所によって認容されるためには、申立人はワイタンギ条約第6条(1)に規定されている申し立て理由のうち、すくなくともひとつに該当する「不利益」を被っていることを証明しなければならない。そのために申立人はさまざまなことがらを主張しているが、ここでは法廷におけるマオリ語の使用の問題、つまり法廷でマオリの人びとがマオリ語を使用できないことによって不利益を被っているか否かについてである。

1979年から1980年にかけて争われたマオリを被告とする刑事事件 (*Mihaka v*

Police [1980] 1 NZLR 453) において、法廷でマオリ語を使用する権利が争われた。この問題に関して控訴裁判所は、法廷でマオリ語をもちいる権利はワイタンギ条約とは無関係であり、またそれを認める現行法は存在しないという理由からマオリの主張を退けている。しかしながら、ワイタンギ審判所が問題とすべきは、そもそも法廷におけるマオリ語使用に関する法律が存在しないということ自体、つまりそのような「現行法 [の状況自体] がワイタンギ条約の原則に反しないか否か」ということに他ならない。この問題に関して報告書は以下のように指摘している。

控訴裁判所が以上のような判断を下したひとつの理由は、条約の英語版のみに依拠したからであることにほぼまちがいない。2) で指摘したように、たしかに英語版では政府の保証は物的財産のみに限定されている。しかしマオリ語版では、「…彼らの土地、村落、そして彼らが高く評価しているすべての物」に対する「絶対的な支配」権を有していると規定している。したがって、同等の効力を有する2つの条約バージョンが存在し、かつ、解釈に関して両者のあいだに相違がある場合には、マヌカウ・ケースにおける条約解釈の原則に依拠して、双方の言語を考慮して解決しなければならない。

上で見たように、この点に関してもマオリ語版における保証が英語版よりも広範囲にわたることはあきらかである。そして、政府が保証すべきことがらにマオリ語をもちいる権利が含まれるものと条約に署名した首長たちが考えていたことは明らかである。またさらに、条約交渉が行われていた時のあらゆる状況を考慮するならば、かりに女王代理たるホブソンが条約締結の際につきのように言っていたならば——すなわち、政府の保証は、マオリがかかわるすべての公的手続きにおいてマオリ語をもちいる権利を含まないと言っていたならば、多くの首長たちは署名しなかったであろうことも明らかである。

そしてさらに問題とされるべきは、上述の刑事裁判において控訴裁判所が、マオリ語を法廷でもちいることを認める現行法が存在しないことを理由のひとつとしてマオリの主張を退けていることである。しかし、かりにワイタンギ条約がマ

オリ語をもちいる権利を保証しているならば、そのための法律が存在しない現行法の状況自体があきらかに条約違反であるといえる。したがって、現行法や政策がワイタンギ条約に反しているか否かの検討を職務とするワイタンギ審判所としては、マオリ語はマオリのタオンガであり、ワイタンギ条約はタオンガを積極的に保障することを政府の義務としているがゆえに、マオリ語を法廷において使用することを法律によって保証すべきだである、という結論にいたるのである。

したがってワイタンギ審判所は、現行法と政策はワイタンギ条約の原則に反しているがゆえに、条約によって保証されたマオリの利益を侵害しているという申し立てを支持している。そしてこの理由からのみでも、ワイタンギ審判所が本件を審理する管轄権を有していると結論づけることができると考えているのである。

(3) マオリ語教育

マオリの多くの証人たちは、現行の教育制度がマオリの人びととその子どもたちにおよぼしているさまざまなマイナスの影響や、彼らが直面している苛酷な状況について証言している。そこで本稿でのマオリ語請求の紹介、検討の最後に、マオリの児童、生徒に対する現行教育制度のさまざまな問題をマオリ語教育を中心にして紹介、検討する。

①マオリ側証人による現行教育制度批判

1) **マオリの生徒の学業成績不振**：通信教育に長年携わってきたマオリ出身のジュン・テ・リナ・ミード (June Te Rina Mead) は、在学証明書試験 (School Certificate Examination) に関して、マオリの生徒への長年にわたる差別的扱いと、その故の「マオリの人びとのあいだにある怒りと絶望」について証言した。すなわち、在学証明書に関する1983年の統計によると、マオリ語試験受験者のうち約38%しか合格していないのに対して、ラテン語やフランス語、ドイツ語などのヨーロッパ系の外国語試験の合格率は約80%にのぼっている。そしてそのような不公平な結果のゆえに、マオリの子どもたちが自尊心を喪失していることはあ

きらかである。またこの証言を強力に裏づけるものとして、上の問題に関する教育相のつぎの発言、「… [そのような結果から] マオリの学生はパケハの学生よりも能力が劣っていると本気でいう者はいない。制度自体にまちがいがあつたりしくみがまちがっている。」という発言を彼女は証言において参照している。

また、ワイカト大学 (University of Waikato) 社会学部の人口統計学者エドワード・テ・コフ・ダグラス (Edward Te Kohu Douglas) は、上と同じ話題に関してつぎのように証言している。「…マオリの生徒はパケハの生徒の3分の1程度しか授業に出席しておらず…また、すべてのマオリの生徒の4分の3が『落第点』(uncertificated failures) を受けて学校を去っている。… [これらの学業状況は直接的には] マオリの生徒自身の責任ではあるが、そのような帰結は彼らの生涯につきまとい、パケハなみに豊かになるための機会を享受する妨げとなっている。」

そして、過去30年以上存続している教育制度が以上のようなネガティブな結果をひき起こしているとするれば、教育相も指摘しているように制度自体が誤っていると結論づけざるを得ない。したがって、そのような制度が「マオリの人びとのあいだにある怒りと絶望」の大きな原因であることは当然のことである。

2) モノカルチャーな学校制度：そしてさらに、ミードは上とはことなる観点から現行の教育制度がはらむ問題点について証言している。「…学校の組織や制度はモノカルチャー、つまり中流階層のパケハに照準を合わせて設計され、運営されている。したがって、マオリの教師が克服しなければならない最大の困難な問題のひとつは、そのような横暴なモノカルチャー [つまりパケハの文化] のあり方を克服することである。」そしてそのうえで彼女は、シラバスの内容が校長の責任の下で決められていることの問題性を指摘している。つまり、かりに校長がシラバスにおいてマオリに関する配慮は不必要であると判断するならば、マオリ語を学びたいと思う児童は通常の学校教育ではなく通信教育によって自主的に学ばなければならない。そして、ミードは自らが務めている通信教育校についてつぎのように語っている。通信教育でマオリ語を学んでいるマオリの生徒は、試験において一定の成績を修めなければD判定 (不合格) になる。しかし彼らのほとん

どは、通信教育で実践的なマオリ語の訓練を受けておらず、多くの生徒たちがそのことに失望を感じている。

さらにまた、マオリ語の教師であるがゆえに感じるフラストレーションについて、ある教師はつぎのように証言している。「マオリ語教師はふたつの困難な問題に直面している。…第1の大きな問題は、学校は基本的に中流階層のパケハを教育するために設計されていること。…したがって、マオリの教師（と生徒）は、自らがあたかもパケハであるかのようにふるまうことを目的とした組織に強制的に組みこまれている。…つまり、彼らが学校にいるあいだはマオリであることを忘れ去ることを教育制度が期待していることを意味している。そして第2の問題は…教師がモノカルチャーであるとすれば…教室での授業もモノカルチャーになること。そしてさらに、マオリ語教師であることのゆえに感じるフラストレーションは、ニュージーランド社会においてマオリであることのゆえに感じるフラストレーションとまったく同質のものである。そして、マオリ語教師であることのゆえに感じるフラストレーションとは——現行の教育制度がマオリの文化や言語、そしてマオリ自身のあたかも葬儀（tangihanga）の会葬者であるかのように教師がふるまうことを要求している、ということに対するフラストレーションである。」

3) マオリ語教育批判：学校でのマオリ語教育に対して多くのマオリが表明するふたつの批判がある。ひとつは、会話を中心とした実践的なものではなく、「ワークブックによる」教育がなされていることで、それは言語教育としては不適切であること。そしてもうひとつは、大半の中等学校の生徒のためのマオリ語教育としては不十分であること。

第1の批判に関してはつぎのような証言がなされている——すなわち、在学証明書取得のための試験では、ペーパー試験で85%、写真を示しての口頭試験が残り15%（最近20%になったがなお批判されている）の配点である。文字をもたないマオリのことばたるマオリ語はそもそも書きことばではなく話しことばであるゆえに、試験の重点は口頭試験におかれるべきである。さらにまた、ラテン語やギリシャ語のような書きことばとしての教え方はマオリ語には不適であり、実践

的な訓練のなかでマオリの文化や歴史と一体的に教えられるべきである。そのゆえに、ことばはいわば真空状態のなかで学ぶことはできないということが、マオリの人びとによってくり返し強調された。

つまり、II-1-5のマオリ独自の世界観に関して指摘したように、マオリ語はマオリの文化や歴史、社会と一体化し、それらの全体の必須の一要素をなしている。思考法という視点から言いかえれば、マオリ語はホーリスティックな思考を特徴とするマオリの世界観の必須の一要素である。

②就学前のマオリ語教育機関としてのコハンガ・レオ

マオリ語教育をいつはじめるべきなのかは重要な問題である。ワイタングィ審判所は報告書において近年急速に普及しているコハンガ・レオについて検討している。

1) **マオリ語の実践的な教育機関としてのコハンガ・レオの成功**：コハンガ・レオの試みが成功していることに関して、ある証言者は本項1節の3)で指摘したことをも含めてつぎのようにのべている。「コハンガ・レオが大きな成功を収めているのは、マオリ語とマオリ文化がマオリの人びとの自尊心、尊厳、そしてマナの不可欠の一部であるとマオリ・コミュニティが考えていることを明確に物語っている。コハンガ・レオの成果は、バイリンガルで西洋とマオリの二文化を学ぶ子どもたち、そして強固なファナウの形成である。したがって、マオリ語はほかのものから孤立したものとしてみることはできず、広範な社会的コンテクストのなかに位置づけられなければならない。」

そしてさらに、教師のみならず教育省の担当部署の行政官としての経験にもとづく、コハンガ・レオの成功例に関するポウ・テマラ (Pou Temara) の興味深い証言内容を要約すると、つぎのようになる。

彼は数年間マオリ語の口頭試問を担当していたが、その経験をも踏まえて会話の教授スキルがきわめて不十分であることを厳しく批判した。そしてその上で——彼が聴聞の場に連れてきた、後日入学証明書試験を受ける予定の——ひとりの女子生徒に関して、この生徒はマオリ語のペーパー試験を受験すれば好成績を収め

るだろうとのべた。ところが、その場で、マオリ語に関する口頭試問用の写真にもとづいて質問されると、彼女は返答に非常に窮していた。

そしてその直後に彼は、聴聞が行われているマラエの向かいにあるコハンガ・レオから5歳の少年を連れてきて、上と同じ写真を見せて同じ質問をした。彼は最初は非常にシャイで、付き添いの教師のスカートの後ろに隠れてしまった。最初の1、2の質問に対する答えはためらいがちでそっけなかったが、質問を重ねるにつれてしっかりと、滑らかに答えるようになっていった。そして15問までおえて最後の質問に関しては、彼と教師とのあいだで自由なやりとりのかたちで行われた。

第5学年の生徒と5歳の児童のあいだの以上のコントラストは驚くべきものである。そしてこの具体例だけからも、コハンガ・レオは確かに実践的な言語教育の優れた成功例であると結論づけることができる、としている。

2) マオリのアイデンティティにとって不可欠なコハンガ・レオ — ふたつの証言：マオリ語のみならずマオリの文化、精神、ひいてはマオリのアイデンティティにとってコハンガ・レオは不可欠の存在である。このことに関して以下でふたりの証言を参照する。

ひとつは、ペギー・ワハトゥア・ルーク・ナーヘケ (Peggy Wahatua Luke-Ngaheke) の証言。「…長年にわたってわれわれマオリは、教育の達成度に関してパケハよりも低いといわれている。おそらくその理由は、現在の教育制度の枠組みのなかでよい成績をおさめるためには、まず第1に個人主義的であること、そして文化的な価値は第2のものとするのが教え込まれているからである。それに対してコハンガ・レオは、こどもたちにふたつの物の見方、ふたつのことばを教えている。そしてわれわれは、マオリのこどもたちが彼ら自身の文化遺産をもち続けるだけでなく、ヨーロッパ世界における高度な学問を尊敬し、習得することが非常に重要であると考えている。したがって、現在の教育制度は十分には機能しておらず、いままさに変革すべき時である。」

そして第2にヘナレの証言の一部を参照する。「…マオリ語はマオリの文化とマ

ナの中核で、“Ko te reo te mauri o te mana Maori “(「マオリ語 (reo) はマオリのマナの生命力 (mauri) である」)。したがって、もしマオリ語が死滅したならば、はたしてわれわれはなにを後世に残すのか？そしてわたしはわが同朋に、われわれははたしていかなる者であるのか？と問う。わたし、そしてもちろんわれわれは、自らの文化を失い、すべてを失ったアメリカの黒人のようにはなりたくはない。オリバー・ウエンデル・ホームズ (Oliver Wendell Holmes) によると『言語は神聖なもので、われわれの生活や苦悩、歓喜のなかから生成してきている。すべての言語は、そのことばを話す人びとの魂がやどる神殿である。』したがって、タオングたるマオリ語は、マオリに関していえばマオリの人びとのまさに魂に他ならない。世界のすべてを手中に収めたとしても、自らの魂を失ってしまった人ははたしてなにを自らのものとするができるだろうか。マオリがことば、そして魂を失ってしまったならばわれわれははたしてなにをえることができるだろうか。』

③マオリ側証言における批判への教育省の応答

1) 教育省によるマオリ文化とマオリ語の維持、発展に対するさまざまな取り

くみ: 教育省の次官であるジェイムズ・アレクサンダー・ロス (James Alexander Ross) は約20ページに及ぶ書面で、マオリ語、マオリ文化 (taha Maor: マオリのアイデンティティ、特性、遺産、祖先・子孫、等々)、二言語教育、シラバス、助言サービス、教員養成学校のマオリ語コース、などについての教育省の従来の政策と教育観を提示している。そしてこれらの内容から、教育省の最上層部の人びとは、以上で検討した申立人や証人がのべている不満の存在とその内容を明確に認識し、また、すくなくとも行政レベルにおいてそれらを解決したいと望んでいるという印象を受けた、と報告書は一定の評価をしている。

教育省の取り組みとしては、たとえば教員養成学校において、すべての初等学校の教員に対してマオリ語とマオリ文化に関する年間100時間の必修コース、そして中等学校の教員にも年間50時間のコースが設けられている。ただし、これらの

コース用教材の不足は認識されており、教員養成学校で利用できる教材は現在のところは4冊にすぎないが、教材のさらなる刊行予定についてロス語は語っている。彼はさらに、1955年以来教育省は「マオリ語とマオリ文化の理解はマオリのこどもたちの人格の陶冶にとってのみならず、マオリ社会の歴史や業績、特徴などをパケハが適切に評価することを助けるためにも必要である」という認識を有しているのべている。この証言内容はマオリ語請求の申立人の立場ときわめて類似しており、申立人が申請した証言者の証言とはほぼ一致しているといえる。

ロス語はさらに、マオリの重要性を尊重することが公式に認められているゆえに、タハ・マオリにかかわるさまざまなプログラムの実施を教育省は奨励し、かつ「それがマオリ語で実施されている」と指摘している。そして、マオリ語の重要性に関するこのような見解についても、申立人や国家サービス委員会、マオリ問題省、そしてその他の証言者の立場とも一致している。

2) 議会への教育省活動報告書(1984年)での「マオリ教育」報告とそれに対する批判: 議会への1984年度の教育省活動報告書の「マオリ教育」に関するつぎの記述を聴問においてロス語は提示した。

「マオリへの教育効果向上のための主な政策は、1960年代と1970年代初頭に実施されている。その諸政策においては、就学前教育から大学にいたるあらゆる教育機会においてマオリの児童、生徒、学生の参加を促すこと；マオリの児童への英語教育の質を高めること；そして、多くのマオリの生徒、学生が所属する学校での人材やその他の資源をさらにふやすこと、などが目標とされている。しかしそれらは、1960年のハン・レポート (Hunn Report)²⁵⁾ と1962年のキュリー・レポート

25) 「マオリ省副長官によって1960年にナッシュ首相に提出された意見書で、マオリの現状報告とマオリ土地開発の促進、マオリ教育基金の創設、法律制度上の人種差別撤廃など、マオリ問題の改善に関する意見が記載されている。これを契機に62年に汎マオリ組織であるマオリ評議会が組織された。」ニューージーランド学会編『ニューージーランド百科事典』(春秋社、2007年) 268頁。ただしつぎのように批判されている。「『同化』の面を強調しながら『統合』をめざして、マオリの意義を狭い意味での文芸に押し込める方向をとり、エリート・マオリを中心とするに『マオリ青年党』運動も、結局マオリ文芸の復興とという運動にとどまった。」前掲注7)、平松、50頁。この批判は、アイヌと関連づけていえば、1899年の旧土人保護法にかえ

ト (Currie Report) を通じてニュージーランド市民が認識した、教育をめぐるさまざまな不平等な状況に対応するための最初の試みである。

そしてそれらの報告書では、マオリの生徒が直面している困難な問題はパケハの生徒が直面しているものと本質的には同じものであり、したがって同じ方法によって克服されることができると考えられているようである。しかしながら、後に明らかになるようにそれは誤った見方である。生徒たちは、社会的背景とともに文化的な背景のなかで学んでおり、したがってマオリの生徒の教育達成度を高めるためには、マオリタンガとマオリ語をさらに重視しなければならないことが60年代にあきらかになったからである。」

3) 議会への教育省活動報告書 (1984年) : 教育省がマオリのニーズを考慮し、最大限それらに積極的に答えているということを証明する一環として、ロスは1984年度の議会への教育省の年次活動報告書での「マオリ教育」に関するつぎの箇所を提示した。

「現在のところさまざまな政策の効果は複雑である。たしかに、以前よりも教育達成度が高められていることは事実であるが、マオリと非マオリの生徒のあいだではその達成度の違いがなお顕著である。マオリ教育基金 (Maori Education Foundation) やその他の支援によって、ここ4半世紀の間にマオリの生徒の教育達成度は高まっている。より多くの教育を受けるために以前より長く在籍し、また技術系の専門学校や教員養成学校、あるいは大学などへの進学意欲も高まっている。そして彼ら自身が親となって、それ以前の世代の親よりも子どもにはより教育を身に着けるように導いていけるようになってきている。また、教育制度がいまなお十分ではないマオリの子どもたちのニーズに合致した教育推進のための活動を行っているコミュニティの組織に、多くのマオリの親たちが参加するようになってきている。」

それに対して、ワイタンギ審判所は教育省のこの報告書の内容に対してつぎの

↘1997年に制定されたアイヌ文化振興法に対しても当てはまる。

ように批判している。すなわち、教育省は聴聞であきらかになったさまざまな問題に十分かつ誠実に対応していないし、またマオリの子どもたちへの教育に関するきわめて重大なあやまりを正すために最善を尽くしていない。というのは、たとえば報告書が提出された1984年の1年間に、生徒100名の内、マオリの生徒は76名が退学しているのに対して、パケハの生徒の退学者は37名にすぎないという事実が存在するからである。したがって、報告書の「現在のところさまざまな政策の効果は複雑である」という評価は、イギリス流の控えめな表現である。したがってマオリに対する教育省のさまざまな試みはみじめな失敗に終わっているという事実は隠しようがない、と。

むすびにかえて

—— 報告書でのマオリの教育に関する基本理念と提案、勧告

以上のIにおいて、まずは『マオリ語請求に関するワイタングィ審判所報告書』刊行にいたる背景として、1975年のワイタングィ審判所設立の経緯を概観した。そしてそれを踏まえてIIで、『マオリ語請求に関するワイタングィ審判所報告書』の主要部分たる、マオリ語の過去・現在・未来（「第2章①マオリ語請求の背景」）と、マオリ語請求に対するワイタングィ審判所の管轄権（「②マオリ語請求に対するワイタングィ審判所の管轄権に関する問題」）、そして、マオリ語を中心としたマオリの児童・生徒への教育に対するマオリの批判と教育省の応答（「③マオリ語教育」）についてごく簡単に紹介、検討した。

そして、報告書はIIで紹介、検討した上の第3項目に関して、マオリ語請求の正当性を裏づけるさまざまな生の事実をマオリ側の証言を通して明確かつ説得的に提示している。その意味で、この「③マオリ語教育」は、聴聞を重視するワイタングィ審判所の審判のあり方からしても、マオリ語請求に対する報告書全体のなかでもっとも重要な部分のひとつで、報告書全体のある意味で結論の一部分を形成しているといえる。そしてそのゆえに、この第3項目に関して“6.3

Conclusions” という独立した節を設けて、マオリの児童・生徒に対する教育についての基本理念と提案、勧告を提示している。

そこで、本稿の最後に“6.3 Conclusions”の重要部分を抄訳して、『マオリ語請求に関するワイタンギ報告書』の紹介、検討を試みた本稿の「むすびにかえて」おきたい²⁶⁾。

“6.3 Conclusions”

6.3.1・6.3.2 教育省担当者の証言は明快で、職務に忠実に証言したことは明らかであるが、マオリの子どもたちが十分な教育を受けていないことは事実である。現行教育制度には長年にわたって欠陥が存在し、また、教育省の上層部もしくは各学校の校長などのあいだに、20世紀前半の半ばごろに教育省長官であったある人物が表明したことば、すなわち、「土着のことばが自然に放棄されていったとしてもマオリの人びとにとって失うものは何もない」ということばがはらんでいる思考様式、もしくはその痕跡が残っているのではないかという疑念をわれわれは有している。今日の教育省の上層部の人びとがそのような意見を保持していると考えられる明確な理由は存在しないが、教育制度の重要な部分になお存在しているのではないかということを懸念している。

6.3.3 ニュージーランドの人びとが、将来において民族間のあつれきや暴力の横行を避けたいと望むのであれば、まず着手すべきことは学校教育である。より多くのパケハのニュージーランド人がマオリの文化と歴史に対する知識を身に着けつつ生育すればするほど（そしてそのためにはマオリ語について知っていなければならない）、より多くの成人のニュージーランド人は——パケハとマオリがお互いを尊重しあうことによって——それぞれに友好的に接しあうであろう。われわれの社会が平和で友好的であろうとするならば、マオリの価値観を劣ったもの、もしくは価値のないものと見下すかつてのありかたをすてさらねばならない。それは可能かつ必要であり、しかも緊急を要する。そして、コミュニティにおける善意と、政府や行政機関における最高レベルのすぐれたリーダーシップによって、現在および未来のすべてのニュージーランド人にとって大きな利益をもたらすことができる。

6.3.6 われわれの主な任務はワイタンギ条約を解釈し、法律や政府の政策が条約に反しているか否かに関して判断することである。しかしわれわれは、ワイタンギ審判所に提起された多くの重要な問題に関して、特定の勧告をだすために必要にして十分な、教育制度に関する情報と経験をしていない。申立人が提起しているこれらの問題がきわめて重要であることは、他のすべてのことから——すなわち健康、放送、そして司法など——に関する全証人の数を上まわる多くの証人が、現行の教育制度に関して証言していることからあきらかである。

6.3.7 したがってわれわれは教育相に対してつぎの勧告を行うこととした。すなわち、マ

26) 各パラグラフ冒頭の“6.3.1”などの数字は、“Report of the Waitangi Tribunal on The Te Reo Maori Claim”のパラグラフ番号である。

オリ文化とマオリ語の学校での教育のあり方に関して、以下のことを目的として早急に調査すべきである。すなわち、その問題に関する最良のアドバイスをなす資格がある人物によって、教育相に詳細なアドバイスを提供するようにすること、そして、申立人が提示したさまざまな慣行や手続き、態度などに関する重大な不満について徹底して検討することができるように、である。そしてさらに、そのような調査報告が今年中に教育相に提出されるべきことを付言する。もはやぐずぐずして延期する時間はない。

6.3.8 現在のニュージーランドの教育制度は、あまりにも多くのマオリの児童が満足できる教育水準に達していない故に十分には機能していないことはあきらかである。彼らは何らかの理由から現在の教育資源を十分に享受していない、もしくはできず、またマオリ語が十分には保護されていないなかで到達すべき教育達成レベルにはいたっていない。他のすべての人権と同じく、ワイタング条約において教育に関する平等権の実現が保証されていることは明白である。教育制度における独自の基準から判断して、マオリの児童が十分には教育を享受していないということだけでも、マオリ語を保護すべき政府の義務に反しているがゆえに、現行の教育制度のあり方はワイタング条約に違反している。

以上のマオリに対する教育に関する「結論」において示されている、〈あるべきマオリとパケハの関係〉をニュージーランド社会に創造していくための基本理念や提案、勧告は、わが国の先住民族・アイヌと「和人」の関係にも当てはまる。というのは、『アイヌ神謡集』「序」で知里幸恵が描いていたアイヌモシリの「自然の寵児」たるアイヌが、明治維新以降に国内植民地化された北海道で経験し、現代においてもなおさまざまな問題を抱えているという歴史的経緯とその現状は、1840年以降にマオリがおかれてきた歴史的経緯と現状と——ワイタング条約の存在という決定的な違いを除いて——多くの点で共通しているからである。

ただし、I で見たように、ワイタング条約が「完全に無効」とされ、以後約100年にわたってその状態が続いていたことからすれば、大英帝国と大日本帝国による19世紀半ば以降の植民地政策という歴史的プロセスのなかで、マオリもアイヌも、そして世界中の先住民族が同様な苦難の道を歩んできた点において共通しているといえるだろう。